

その他の支援制度

□□□ 事業所における歯科健診の相談について □□□

県では従業員の歯と口の健康づくりのため、健康経営の一環として、事業所における歯科健診の実施を推奨しています。定期的な歯科健診を受けることで歯の喪失を予防でき、自分の歯を多く持っている人は総医療費が低いことや健康寿命が長いことなどが知られています。

事業所における歯科健診の進め方や取組等に関するご相談がありましたら、お気軽にご活用ください。

● 対象者

- ・従業員の健康づくりのため、歯科健診等の取り組みについて相談をしたい中小企業、中小企業組合、創業予定の方（業種は問いません。）

● 支援内容

- ・歯科健診実施に関する相談
- ・歯と口の健康づくりに関する情報提供

● 相談窓口

宮崎県歯科医師会（宮崎市清水1丁目12-2）
電話 0985-29-0055

● 関連リンク

- ・ホームページ：「宮崎県健康長寿サポートサイト」
⇒ 歯と口の健康 ⇒ 事業所における歯科健診
<https://kenkochoju.pref.miyazaki.lg.jp/teeth/>



問合せ先

宮崎県 福祉保健部 健康増進課 健康づくり・歯科保健担当 TEL 0985-26-7078